安全の手引き

２０２６年版

在チェコ日本国大使館

ー 目　次 ー

Ⅰ．はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

Ⅱ．防犯と安全の手引き
　１．基本的な心構え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
　２．チェコの犯罪発生状況、防犯対策・・・・・・・・・・・　５
　３．テロ・誘拐事件対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
　４．交通事情と事故対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

Ⅲ．大規模災害等緊急事態への対処
　１．平素からの準備と心構え・・・・・・・・・・・・・・・１５
　２．大規模災害等発生時の行動・・・・・・・・・・・・・・１６
　３．緊急事態に備えてのチェックリスト・・・・・・・・・１７

Ⅳ．その他
　１．在留届・たびレジ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
　２．パスポート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
　３．緊急連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

Ⅰ．はじめに

チェコには、約2,900人（2025年10月現在）の日本人が居住しています。

チェコの社会情勢及び治安情勢は、総じて安定的ですが、スリ、置引き、ひったくり、車上狙い等の犯罪は発生しており、残念ながら、こうした犯罪に巻き込まれる日本人も少なくありません。

また、チェコ国内でテロが発生する危険は必ずしも高いとは言えませんが、世界各地でテロ事件が発生していることを鑑みますと、チェコを含むヨーロッパの国々において、日本人がテロ事件に巻き込まれる可能性は否定できません。

この「安全の手引き」では、皆様の安心・安全な滞在のために、犯罪被害を防ぐポイントや、テロ事件・大規模災害等が発生した場合の対処方法などについて説明しています。当館では、この「安全の手引き」を毎年更新し、大使館ホームページに掲載しています。外務省の海外安全ホームページと併せて、チェコ滞在時の安全対策に役立てていただければ幸いです。

（在チェコ日本大使館ホームページ：　https://www.cz.emb-japan.go.jp）
（外務省・海外安全ホームページ：　https://www.anzen.mofa.go.jp/）

Ⅱ．防犯と安全の手引き

１．基本的な心構え

海外で安全に生活するためには、各人が「自分の身は自分で守る」との危機管理意識をしっかり持ち、次のような原則を守ることが重要です。

○　現地の法律を遵守し、風俗や習慣を尊重すること

○　危険な場所には近づかず、夜間の外出は控えること

○　多額の現金、貴重品を持ち歩かないこと

○　見知らぬ人を安易に信用しないこと

○　犯罪被害にあったら：命が一番大事

（外務省・海外安全ホームページ「海外旅行を予定されている皆様へ：https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/message.html）

２．チェコの犯罪発生状況、防犯対策

犯罪発生状況については、外務省海外安全ホームページ・チェコ・安全対策基礎データの犯罪発生状況、防犯対策（https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure_163.html）をご確認ください。

３．テロ・誘拐事件対策

（１）テロ

チェコでは、近年、テロ事件は発生していません。また、チェコ政府は、国内でテロ事件が発生する可能性は低いと評価しています。

しかし、テロが世界各地で発生していることなどを踏まえると、日本人や日系団体がテロに巻き込まれる危険性は否定できないので、各個人が日々の生活の中で、十分警戒して行動する必要があります。

チェコを含む外国に渡航・滞在を予定されている方は、テロなどの不測の事態に巻き込まれないよう、以下の諸点に留意して下さい。

○　情報収集

テロの危険性が高まった場合や、実際にテロが発生した場合には、正確な情報を収集することが重要です。

外国に渡航・滞在を予定されている方は、行き先国の治安・テロ情勢等について最新の情報を入手するよう努めて下さい。

日本外務省が発出している各国の安全に関する情報（渡航情報、広域情報など「海外安全ホームページ

（https://www.anzen.mofa.go.jp）」）や、インターネット等を利用し、情報収集を行ってください。また、各国に所在する在外公館が発出する情報を入手するため、滞在期間が３か月以上の場合は「在留届」の提出を、滞在期間が３か月に満たない場合は海外旅行登録「たびレジ」システムをご利用下さい（P.18 参照）。

・チェコ内務省ホームページ（https://www.mvcr.cz/）
・チェコ通信社ホームページ（https://www.ctk.cz）

○　滞在時の警戒

チェコ国内でテロ事件が発生する危険性は高くはありませんが、2023 年 12 月 21 日、プラハ市内において、14 人が死亡、25 人が負傷する銃乱射事件が発生しました。

同事件の犯人（チェコ人）はイスラム過激派組織とは無関係とされていますが、同様の事件がテロリストによって実行される可能性は否定できません。

滞在中、不審な状況を察知した場合には速やかにその場を離れるなど安全確保に努めて下さい。

一般的に、テロの標的となりやすい施設には政府・軍関係施設、公共交通機関、大規模商業施設など不特定多数が集まる場所があげられますが、必要がなければ、このような施設には近づかないようにして下さい。

また、万一、テロ事件が発生した場合には、チェコ当局の誘導に従い、速やかに安全な場所まで避難して下さい。

○　緊急時に連絡が取れる態勢の確保

外国に滞在する際は、万一に備え、家族や友人、職場等に渡航日程や連絡先を伝えておくようにして下さい。

（２）誘拐事件

2025年、チェコ国内において誘拐事件は確認されていませんが、日本人が誘拐被害に遭う可能性を完全に排除することはできませんので、人通りの少ない道を一人歩きすることを避けるなどの対策をとることも重要です。もし、何らかの不安を感じるようなことがあれば、すぐに最寄りのチェコ警察に相談して下さい。

特に、子供が誘拐事件に巻き込まれることを防ぐため、見知らぬ人物が声を掛けてきたら用心するよう普段から言い聞かせ、子供だけで留守番や外出させないよう心がけてください。

なお、配偶者の同意や裁判所の許可を得ずに子の居所を移動させることは、誘拐、略取、公的決定妨害等の罪に問われる可能性がありますので、注意が必要です。

※チェコのテロ・誘拐については、テロ・誘拐情勢（https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcterror_163.html ）もご確認ください。

４．交通事情と事故対策

（１）チェコでの運転と交通事情

【運転に必要な書類等】

チェコで運転する際には、①チェコで有効な運転免許証、②自動車登録証、③自動車保険加入証明証、④パスポートなどの身分証明書などの携行が必要です。

また、65 歳以上の方が運転する際は、自動車の運転に支障のない健康状態であることを証明するための医療検査を受けた上で、医師から発給される健康適正証明書を携帯する義務があります。

重量 3.5 トンまでの自動車が高速道路を利用するためには、適切な交通料金を支払ったことを示す高速道路ステッカー（Vignette）が必要です。

チェコでは、2021 年１月１日より高速道路印紙制度が変更となり、それまで車両のフロントガラスに貼り付けていた紙のクーポンに変わり、電子印紙が使用されるようになりました。印紙は、公式ウェブサイト eDalnice.cz（https://edalnice.cz/en）、あるいはこれまで同様ガソリンスタンドや郵便局、及び国境付近のキオスクなどで販売されています。

上記ウェブサイトには、有料区間を明示したチェコ国内高速道路マップも掲載されています。

3.5 トン以上の重量の車両は、チェコ国内の有料道路の通行料金支払いのために、料金徴収ゲートと通信する装置を搭載する必要があります。

また、車両には応急処置セット、警告用三角形、反射ベスト、タイヤ修理キット又はスペアタイヤを常備する必要があります。これらのセットは、ガソリンスタンドなどでも購入できます。

【運転免許証の切替え（交換）制度】

チェコでは日本の運転免許証をチェコの運転免許証に切り替えることが可能ですが、2024 年１月１日施行のチェコ改正道路交通法により、制度が大幅に変更となっています。

詳しくは当館ホームページ（チェコ運転免許証への切替え手続き）をご覧ください。

【交通事情】

チェコでは、日本と異なる交通規則が数々あり、また、マナーが悪く、乱暴な運転をするドライバーも少なくありません。日本で運転する以上に交通標識を意識し、交通規則を順守した安全運転を心がける必要があります。

チェコでの運転は、右側通行であり、交差点では優先指示標識がない場合、右側から侵入する自動車が優先します。また、制限速度は、道路標識に従うことになりますが、基本的に市街地の一般道が 50km/h、市街地外の一般道が 90km/h、高速道路が 130km/h です。このほか、次のような規則もあります。

・走行中は常にヘッドライトを点灯する必要があります。
・自転車を含め飲酒運転は厳禁です。警察官は呼気検査をドライバーに求めることができ、呼気検査でアルコールが検出された場合は、血中アルコール濃度測定のため、血液検査を求められます。
・運転中はハンズフリーを利用する以外の方法で携帯電話等を利用することは禁止されています。
・体重が 36kg 未満、身長 150cm 未満の子供を乗車させる際には、チャイルドシート等の固定装置を装着しなければなりません。
・11 月１日から３月 31 日までの間、冬季はウインタータイヤを装着しなければなりません。条件が許す限り夏用タイヤの使用が許可されていますが、特に冬の時期は天候が変わりやすいため、事故防止のためタイヤの交換を行ってください。

・18 歳以下の者が、自転車に乗車する場合、自転車用ヘルメットを装着する必要があります。

また、プラハ市内などでは、路面電車（トラム）と併走する一般道路があります。トラムと乗用車の接触事故も多発していますので、運転する際には、トラムの動きに十分注意して下さい。

※交通事情については、外務省海外安全ホームページ・チェコ・安全対策基礎データの滞在時の留意事項・５交通事情（https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure_163.html）もご確認ください。

（２）交通事故の際の対応

交通事故が発生した場合、負傷者の応急処置や救急車の手配が最優先です。大きな事故に至っていない場合は、落ち着いて状況を把握し、お互いの身元を確認して連絡先を控えましょう。警察への通報の後、警察官が到着するまで現場を保存することが原則ですが、けが人の発生がなく、損害額が 10 万コルナ以下で第三者の加害によらない物損事故については、法令上、警察への通報義務はありません。

しかし、事故処理についての当事者同士の議論や示談は、トラブルの原因となることがあるため、保険会社へ速やかに連絡をとるとともに、当事者双方で言い分が異なる場合などは警察へ通報してください。

（３）公共交通機関を利用する際の注意

プラハ市内の移動には、路面電車（トラム）のほか、地下鉄、バスが利用可能です。これら公共交通機関の利用には、共通乗車券が必要です。乗車券は、携帯電話のアプリケーション（Pid Litacka）、又は地下鉄駅、キオスク、バスの停留所にある自動券売機で購入できます（一部、車内に券売機が設置されているトラムもあります）。

バス・トラムについては、乗車したら直ぐに車内に設置されている検札機で打刻する必要があります。地下鉄の場合、駅構内に設置されている検札機で打刻します。

車両には私服の検札員が随時巡回しており、乗車券の所持を確認される場合があります。適正な乗車券等を所持していないと罰金を科されます（チケットを所持していても検札機で打刻していなければ同様です）。

なお、検札員はチケットの所持を確認する際、検札員であることを示すバッジを提示します。

交通標識 1

警戒標識


右カーブ注意

左カーブ注意

右つづら折り注意

左つづら折り注意

交差点注意

幅員減少注意

車線数減少注意

上がり急勾配注意

下り急勾配注意

バンプ注意

路面凸凹注意

スリップ注意

対面通行注意

交通渋滞注意

霧注意

凍結注意

トンネル注意

空港注意

横風注意

道路工事中注意

野生動物飛び出し注意

動物飛び出し注意

泥跳ね注意

落石注意

自転車の横断注意

横断歩道注意

埠頭注意

信号機注意

その他危険注意

踏切(遮断機あり)注意

踏切(遮断機なし)注意

路面電車注意

踏切標示(単線)

踏切標示(複線)

遮断機までの距離標示80m

遮断機までの距離標示160m

遮断機までの距離標示240m

優先標識


優先道路

優先道路終り

非優先

路面電車優先

一時停止

対向車線優先

進行車線優先

規制標識

車両通行止め

耕運機通行止め

自動車2輪車通行止め

提示された車両通行止め

家畜通行止め

歩行者通行止め

牽引車通行止め

車間距離制限

自動二輪以外通行止め

自家用車通行止め

貨物自動車通行止め

バス通行止め

トラクター通行止め

自動二輪通行止め

自転車通行止め

馬車通行止め

車両重量制限

軸重制限

最大幅制限

高さ制限

長さ制限

車両進入禁止

最高速度

追越禁止

追越禁止終り

トラックによる追越禁止

トラックによる追越禁止終り

危険マーク付き車両通行止め

水質汚染物質積載車両通行止め

警笛使用禁止

警笛使用禁止終り

右折禁止

左折禁止

転回禁止

停車義務

終り

駐停車禁止

その他

交通標識 2

指示標識


ロータリー


指定方向外進行禁止


歩行者自転車専用


歩行者自転車専用終り


家畜優先


家畜優先終了


トラック専用レーン


トラック専用レーン終り


灯火点灯


灯火点灯終了



最低速度



最低速度規制終り


歩行者専用


歩行者専用終り

案内標識


行止まり


駐車場


迂回


迂回変更



警察


パーキングエリア


サービスエリア


休憩所


ホテル



トイレ


キャンピングエリア


病院


応急手当所


停留所


バス駐車場


トラム停留所


トローリーバス停留所


電話


インフォメーションセンター


ガソリンスタンド


応急修理施設


自動車用高速道路


自動車用高速道路終り


自動車専用道路


自動車専用道路終り


専用レーン

走行限定レーン

標識変更注意

トラム追越し

トラム追越し

直進不可

コミュニティー道路

コミュニティー道路終り

一方通行

一方通行

横断歩道

自転車横断

トンネル

トンネル終り

国道番号

国際道路番号

方面および方向の予告

方面および距離

迂回路

キロポスト

標　章

聾唖者運転中

身体障害者運転中

初心者マーク

スクールバス

道路表示

駐車スペース

駐車スペース

駐車スペース

駐車可能路側帯

予約駐車スペース

時間制限付駐車スペース

身体障害者用駐車スペース

停留所

停留所

停留所

トラム停留所

駐車禁止

駐停車禁止

（４）チェコ国内でのドローン飛行規則

必要な許可を取得せず無人飛行機（ドローン）を高速道路や一般道の上を飛ばすことはできず、また所有者の許可無く個人所有の土地の上を飛行させることも出来ません。さらに、ドローンの撮影する映像上に映ることになる人からも、合意を得る必要があります。

ドローンを飛行させたい方は、飛行許可と航空作業許可、場合によっては個人使用向けの航空活動実施許可を取得することが必要です。

ドローンの利用が個人目的であれ商業目的であれ、チェコ国内では飛行禁止区域を厳守してください。

飛行禁止区域に関しては次のウェブサイトで確認できます。（https://aisview.rlp.cz/）

商業目的でのドローンの利用は、追加の規制が適用され、民間航空局の発行する許可を取得する必要があります。

チェコ国内でドローンを飛行させる場合の条件等については民間航空局で確認してください。詳しくは、（https://www.caa.cz/en/authority/）をご確認ください。

（５）セグウェイでの交通

2016 年８月中旬以降、プラハ中心部および市内の他の一部で、歩道、歩行者ゾーン、および道路でのセグウェイの使用が禁止されています。

詳細は、チェコ政府観光局公式ウェブサイト「#VisitCzechRepublic」でも確認できます。

(https://www.visitczechia.com/ja-jp/travel-info/transport-in-the-czech-republic)

Ⅲ．大規模災害等緊急事態への対処

１．平素からの準備と心構え

【平素からの準備】

大規模災害等が発生した場合に落ち着いて対応できるよう、主に次のような準備を平素より心がけてください。

・緊急事態発生時の職場や家族との連絡方法の確認
・携帯ラジオの準備
・緊急事態における携行品、非常用物資の準備
・地域内で避難場所（安全な場所）の確認

【心構え】

大規模災害等が発生した場合、又は発生する恐れがある場合には、大使館から関連情報を緊急メールやホームページ等でお知らせします。このほか、各自でも情報収集を行い、安全対策をとる必要があります。その際は、どのような情勢となっているか、危険な場所はどこか、チェコ当局が住民向けに何らかの指示を発出しているか、などを確認することが大切です。危険な場所には近づかず、チェコ当局や大使館からの指示に従うなど、被害に巻き込まれないよう行動する必要があります。

万一、大規模災害等の現場やその付近に居合わせた場合、安全な場所に移動した上で、自身の安否を大使館へ知らせてください。

２．大規模災害発生時の行動

（１）原子力発電所での事故

チェコでは、テメリーン（Temelin、Ceske Budejovice の北西約 25km）とドゥコヴァニー（Dukovany、Brno の南西約 30km）の２か所に原子力発電所があります。事故等が発生した場合には、チェコ政府からテレビ・ラジオ等を通じて通報・指示がありますので、同政府や各自治体の指示に従って行動して下さい。

（２）河川の増水・氾濫

チェコでは、2002 年夏に大規模な洪水が発生し、プラハでは約５万人の市民が避難を余儀なくされ、建造物や地下鉄などにも大きな被害が出ました。この洪水は、数百年に１度の大洪水と言われましたが、2013 年にも洪水危機が発生しておりますので注意が必要です。

雪解け時季や大量の降雨があった際には、河川の増水や氾濫に警戒しなければなりません。避難しなければならない事態も想定し、テレビやラジオ、インターネットなどを通じて関連情報の収集に努め、避難用の携行荷物を事前に整えておくことが大切です。その時々の河川の増水・氾濫の危険度は、次のホームページに掲載されます。

・環境省中央洪水委員会　https://www.dppcr.cz

３．緊急事態に備えてのチェックリスト

□ パスポート	・６か月以上の残存有効期間が望ましい ・最終ページの「所持人記載欄」は漏れなく記載しておく
□ 貴重品	・現金、貴金属、有価証券、クレジットカードなど
□ 自動車	・自動車を常時整備し、燃料を十分に入れておく ・車内には懐中電灯、地図を備え置く
□ 衣類・着替え	・長袖、長ズボンが賢明 ・履き物は、行動に便利で頑丈なもの
□ 洗面用具	・タオル、歯磨きセット、石鹸など
□ 非常用食料	・米、調味料、缶詰類、インスタント食品、粉ミルクなどの保存食、ミネラルウォーター
□ 医薬品	・常用薬、外傷薬、消毒用石鹸、包帯、絆創膏、衛生綿など
□ ラジオ	・NHK海外放送やBBCなどの放送が受信できる電池仕様のもの
□ その他	・懐中電灯、予備の電池、ライター、ろうそく、マッチ、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製の食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、防災ずきん等

Ⅳ．その他

１．在留届・たびレジ

在留届・たびレジについては、外務省海外安全ホームページ・チェコ・安全対策基礎データの滞在時の留意事項・６在留届、７　たびレジ（https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure_163.html）をご確認ください。

２．パスポート（旅券）

【身分証明書の携行義務】

チェコに滞在する外国人には、パスポート等の身分証明書の原本を常時携帯する義務があります。警察から提示を求められた際、身分証明書を提示できなければ、罰金が科せられることがあるので注意が必要です。

また、パスポートの人定部分ページの写真等データを携帯電話に保存しておいたり、コピーを取ってパスポートとは別の場所に保管しておくこともお勧めします。

なお、パスポートとは別に、健康保険証（短期旅行者の場合は滞在期間をカバーする海外旅行保険等への加入証）の携行・提示義務もあります。

【旅券（パスポート）の盗難・紛失】

旅券の盗難・紛失に遭った場合、大使館で手続を行うことになります。その際は、①発行から６か月以内の戸籍謄本、②盗難・紛失についての警察の受理証明書（ポリスレポート）、③写真２枚（4.5㎝×3.5㎝）、④身分証明書が必要です。

旅券の盗難・紛失に遭った場合は、速やかに旅券の盗難等に遭った場所（国）で、現地の警察署に届け出るとともに、最寄りの

在外公館にて旅券または「帰国のための渡航書」の申請を行ってください。なお、現地警察に旅券の盗難・紛失届を提出すると、受理された時点で、盗難・紛失旅券としてシェンゲン協定加盟国に通知されます。盗難・紛失届出後に旅券が無事見つかっても警察に同通知の取り消しを依頼する必要がありますので十分注意してください。警察が旅券を発見した場合は、同通知が取り消し済みであるか否か必ず確認してください。

３．緊急連絡先

【公的機関】

・緊急電話：１１２（英語可）…警察や消防、救急等のあらゆる緊急用
・警　　察：１５８
・市 警 察：１５６
・救　　急：１５５
・消　　防：１５０
・外国人警察（プラハ）：974-841-229、cppkr@mvcr.cz
・ムーステク警察署
　住　　所：Jungmannovo nam.9, Praha 1（地下鉄Mustek駅）
　電　　話：９７４－８５１－７５０
・在チェコ日本大使館
　住　　所：6th Floor Klicperova 3208/12, 150 00, Praha 5
　代表電話：２５７－５３３－５４６
　Ｅメール：ryoji@ph.mofa.go.jp（領事部メール）
　ホームページ：
　http://www.cz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
・チェコ日本人会
　住　　所：Na Mustku 8, Praha 1
　電　　話：２２４－２１６－０３２
　（火曜・木曜の各14:00～18:00）
　Ｅメール：nihonjinkai@gmail.com

【主な病院】

・ユニケア・メディカルセンター（Unicare Medical Center）
　住　　所：Na Dlouhem lanu 11, Praha 6
　電　　話：６０８－１０３－０５０（24 時間対応）
　　６０２－２０１－０４０（24 時間対応）
　　２３５－３５６－５５３

ホームページ：https://www.unicare.cz

・カナディアン・メディカル　ケア（Canadian Medical Care）
住　　所：Veleslavinska 1, Praha 6
電　　話：７２４－３００－３０１（24 時間対応）
　　７２４－３００－３１２（歯科専門）
　　２３５－３６０－１３３（一般受付）
ホームページ：https://www.canadian.cz/

・モトール大学病院（Fakultni nemocnice v Motole）
住　　所：V Uvalu 84, Praha 5
電　　話：２２４－４３１－１１１（救急、24 時間対応）
　　２２４－４３３－６８２（外国人成人外来用）
　　２２４－４３３－６９０（外国人小児外来用）
ホームページ：https://www.fnmotol.cz

・ナ・ホモルツェ病院（Nemocnice na Homolce）
住　　所：Roentgenova 2, Praha 5
電　　話：２５７－２７３－２８９（代表）
ホームページ：https://www.homolka.cz

・中央陸軍病院（Ustredni vojenska nemocnice Praha）
住　　所：U Vojenske nemocnice 1200, Praha 6
電　　話：９７３－２０８－３３３（代表）
　　９７３－２０３－０２３
ホームページ：https://www.uvn.cz